

石川県公報

令和 7 年 11 月 14 日（金曜日）

号 外

（第 7 5 号）

目 次

監 査 委 員
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年11月14日

石川県監査委員 村 上 勝
同 作 田 有 子

（政務活動費に係る住民監査請求の監査結果）

第 1 住民監査請求の内容

1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地 7 林 木 則 夫

2 請求書の提出

令和 7 年 9 月16日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の表記を変更した。）

（1）政務活動費の経費は 政務活動に要する経費

平成24年法改正の政務活動費は、同年 8 月 7 日の衆議院総務委員会の審議における政務活動費等修正案提出者の下記答弁によって、『議員としての活動に含まれない』経費は政務活動費交付『条例によって』政務活動費の『対象にすることができない』。

『政務活動費は、繰り返しますけれども、あくまでも議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものでございます。そうしたことから、議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動のための経費などは条例によって対象にすることができないものと心得ております。 / したがって、議員個人の政治団体等に移しかえる行為は、議会の議員としての活動に含まれないものと承知をいたします。したがって、条例によってもそのことを対象とすることができないと承知するところでございます。以上でございます。』

地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項乃至第16項に基づく政務活動費交付条例である石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）は、政務活動費を充てることができる経費の範囲規定の政務活動費は、議員が実施する政務活動に要する経費に対して交付すること及び別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする、収支報告書等の支出を証する書面の議長提出及び当該議長提出書面の 5 年間保存義務並びに政務活動に要する経費に使っていない政務活動費を返還しなければならないことを定めている。

石川県議会議員の政務活動費の経費は、本件条例第 2 条第 2 項別表の政務活動に要する経費の内容規定経費のことであるゆえに、本件条例第 9 条第 1 項及び同第 4 項で規定している議長に提出する書面は別表に定める

政務活動に要する経費に限るとの本件条例第10条規定があるから、当該書面は政務活動費の経費の証拠文書のことである。

平成24年法改正前の政務調査費の経費は、法規定において条例で定めなければならないとの規定がなかったゆえに、規則の「政務調査費使途基準」の項目の内容規定の例示経費を定めていたものの、政務調査費の経費か否かについては政務調査費条例の規定では分からないから、政務調査費の経費と政務活動費の経費は異なり、同一の経費ではない。

本件条例規定の政務活動費の経費は、議長提出した支出を証する書面が本件条例規定の政務活動に要する経費の内容規定経費であるゆえに、議員が議長提出した支出を証する書面で政務活動費の経費であると分かる。

(2) 本件マニュアル費用の運用支出

ところが、石川県議会の内規である石川県政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「本件マニュアル」という。）は、『議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部』である『政務活動費を充てることができる経費の範囲を』『定めなければならない』政務活動費交付『条例』ではない。

本件マニュアル支出費目に政務活動費を充当する運用支出は、本件マニュアル4頁に、「雇用契約書」、「委託契約書・成果物」及び「その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など」を「会派及び議員が整理・保管する証拠書類」として議長提出書類としないと定めているゆえに、本件マニュアルの支出費目に政務活動費を充当した本件マニュアル運用支出した支出の議長提出書面で本件マニュアル運用支出は本件条例規定違反の目的外支出の違法支出であると分かる。

本件マニュアルは、13頁から19頁において政務活動費使途基準を作成して政務調査費使途基準の項目の内容規定であった例示経費を支出費目としているゆえに、本件マニュアルは本件条例別表の政務活動に要する経費の内容規定経費ではない本件マニュアル支出費目に政務活動費を充当すると定めているから、従前の政務調査費運用マニュアルを改訂して政務調査費の経費に政務活動費を充当することにしたものである。

平成24年法改正に基づく本件条例規定ではない本件マニュアル支出費目に政務活動費を充当する本件マニュアル運用支出の定めは、同年法改正前の政務調査費の経費を政務活動費の経費とするためのものであるゆえに、政務活動費の経費は政務調査費の経費と同一ではないから、本件マニュアル運用支出をした当該議員の当該政務活動費は不当利得政務活動費である。

(3) 本件は 不当利得政務活動費の返還請求

本件マニュアルは、1頁の「2 経費の範囲及び使途基準」で、「政務活動費に充当できるのは、・・・その使途基準は、p13「政務活動費使途基準表」のとおりとする。」と定めているゆえに、本件条例第2条第2項別表の政務活動に要する経費を、平成24年法改正前の政務調査費交付条例の使途基準に変更するものである。

本件条例第2条第2項別表の政務活動に要する経費の内容規定は下記のとおり政務活動費の経費は政務活動に要する経費の内容規定経費のことであるゆえに、本件マニュアル支出費目に政務活動費を充当した議員は、当該政務活動費を政務活動に要する経費に使っていないから、当該議員は当該政務活動費を不当利得したと分かる。

政務活動に要する経費の広聴広報費の内容規定は、『会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費』である。

交付された政務活動費を超える支出総額があったと収支報告書に記載している11議員の政務活動費収支報告書を調べてみると、広聴広報費支出を200万円以上支出したと記載している打出喜代文、横山隆也、堂前利昭及び作野広昭の4議員は、政務活動に要する経費ではない本件マニュアル支出費目の書面しか議長提出していないゆえに、情報公開請求で開示された文書には本件条例第2条第2項規定の『議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動』記載の文書がないことを確認した。

政務活動に要する経費の人件費の内容規定は、『会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費』である。

本件条例の政務活動に要する経費の人件費の内容規定は、政務活動補助職員雇用経費と定めているゆえに、本件マニュアルの人件費の使途基準の考え方と同一ではないし、国会議員の秘書規定である『職務の遂行を補助する秘書』（国会法第132条）とも定めていない。

本件マニュアルの政務活動費使途基準の項目の人件費の使途基準の考え方は、改訂する前の政務調査費使途基準の考え方の記載と同一の内容である。

本件マニュアルの人件費の使途基準の考え方の定め最高額である月額15万円・年額180万円を支出したと

政務活動費収支報告書に記載した稲村建男、下沢佳充及び川 裕一郎の 3 議員は、各支出を証する書面として議長提出した書面が、本件条例第 2 条第 2 項規定の政務活動に要する経費の人件費の内容規定経費の支出を証する書面ではないことを確認することができた。

本件マニュアル運用支出は、政務活動に要する経費である証拠文書を提出しないゆえに、本件条例第 2 条第 2 項別表の政務活動に要する経費の内容規定経費ではない経費への政務活動費の充当であると確認することができたから、上記 3 議員の人件費支出は本件条例規定の目的外支出の違法支出である。

打出喜代文、横山隆也、堂前利昭及び作野広昭の 4 議員並びに稲村建男、下沢佳充及び川 裕一郎の 3 議員（以下、これら 7 名の議員を「本件各議員」という。）の支出は、支出を証する書面として議長提出している書面が政務活動に要する経費の書面ではないゆえに、本件マニュアル支出費目に政務活動費を充当した本件マニュアル運用支出であることが分かるから、本件各議員が議長提出した書面は当該各政務活動費を不当利得した証拠文書である。

本件各議員の情報公開請求で開示された文書は、本件各議員が本件マニュアル運用支出した証拠であるゆえに、政務活動に要する経費の項目の内容規定経費である支出証拠ではないから、本件各議員が政務活動費収支報告書に記載した広聴広報費及び人件費の金額は本件各議員が不当利得している政務活動費の金額である。

本件各議員の各政務活動費収支報告書記載の広聴広報費支出及び人件費支出の金額は、本件条例を熟知している者の不当利得であるゆえに、民法第 704 条規定の悪意の受益者の不当利得である。

本件は、本件各議員の悪意の受益者の不当利得政務活動費の返還請求である。

(4) 本件条例規定の支出証拠文書

本件条例第 9 条第 1 項は、『会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない』との規定であり、同第 4 項は、『会派の代表者及びその所属議員は、前 3 項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し』を併せて提出しなければならない』との規定であって、本件条例第 10 条は、『会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。』との規定である。

本件条例第 9 条第 4 項規定の『収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面』は、本件条例第 2 条第 2 項別表の政務活動に要する経費の内容規定経費に充てたものである。しかし、本件マニュアル運用支出は、政務活動に要する経費の内容規定経費の支出ではないゆえに、政務活動に要する経費の証拠文書を提出できない。

ところで、本件マニュアル 4 頁の「証拠書類」の定めは、「議長に提出する書類」の「写しの提出」書面と定めている「政務活動報告書（様式 1）、政務活動費集計表（様式 1（付表 1））及び政務活動費月計表（様式 1（付表 2））」は、当該議員自身が記載する書面であるゆえに、本件条例規定の支出を証する書面ではないから、上記 3 書面は本件条例第 9 条第 4 項規定の『支出を証する書面』ではない。

加えて、本件マニュアルは、「雇用契約書」、「委託契約書・成果物」及び「その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など」を会派及び議員が整理・保管することとし、議長提出書類としないことを定めている。

本件マニュアル 4 頁の定めは、本件条例の支出証拠文書規定と異なるゆえに、本件各議員は本件条例規定違反の目的外支出の違法支出をしており、本件各議員が目的外支出の違法支出の不当利得をした原因は本件マニュアルの定めである。

(5) 広聴広報費支出は 本件マニュアル運用支出

打出喜代文議員は、令和 6 年度政務活動費として 352 万 8000 円の交付を受けたこと及び広聴広報費として 313 万 1078 円の政務活動費を充当したことを同議員の同年度政務活動費収支報告書に記載している。

打出喜代文議員が広聴広報費支出の各支出に係る領収書その他の支出を証する書面として議長提出した内容は、本件マニュアル運用支出であるゆえに、政務活動に要する経費の広聴広報費の内容規定経費支出ではないから、同議員の政務活動費収支報告書記載の広聴広報費の金額は本件条例規定違反の目的外支出の違法支出の金額である。

打出喜代文議員が議長提出した政務活動報告書記載の「活動レポートデザイン料」3 支出、「活動レポート

印刷代金」3支出、「活動レポート郵送料」15支出及び「封筒代金」2支出の広聴広報費支出は、本件マニュアル運用支出であるゆえに、同議員が議長提出した支出を証する書面の他に、本件条例規定の政務活動に要する経費の広聴広報費の内容規定経費に該当する支出と確認できる書面を議長提出しないから、同議員の広聴広報費支出は政務活動に要する経費の内容規定経費ではない。

打出喜代文議員は、「活動レポート㊸」を議長提出していないことを確認できたゆえに、同議員の広聴広報費支出は本件マニュアル運用支出であると分かるから、同議員の当該広聴広報費支出は本件条例第2条第2項規定違反の目的外支出の違法支出である。

同様に、横山隆也の「県政報告書Vol.10」、堂前利昭議員の「県政報告第4号」及び作野広昭議員の「さくのレポート2025」は、いずれも、議長提出していないと確認できたゆえに、上記3議員の支出は広聴広報費の内容規定経費ではない本件マニュアル運用支出であると分かるから、当該3議員の各広聴広報費支出は本件条例第2条第2項規定違反の目的外支出の違法支出である。

広聴広報費支出した上記4議員の支出は、本件マニュアル運用支出をしたものであり、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の支出である。

(6) 人件費支出は 本件マニュアル運用支出

稲村建男、下沢佳充及び川 裕一郎の3名の議員の人件費支出は、本件マニュアルの政務活動費使途基準表の項目の人件費の「内容」の「使途基準の考え方」欄の定めは平成24年法改正前の政務調査費使途基準表の「・按分の場合 / 議員が雇用する場合は1 / 2以内かつ月15万円以内」をそのまま本件マニュアル人件費の使途基準の考え方と改訂したものであるゆえに、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の人件費の内容規定経費の考え方として認め難いから、上記3議員の人件費支出は本件マニュアル運用支出の証拠である。

そして、本件条例規定の政務活動に要する経費の人件費の内容規定の『雇用に要する経費』規定の考え方としては、国会法で定める国会議員秘書とは異なり地方自治法では地方議員秘書を認めていないゆえに、地方議員が雇用する者の給与は議員報酬で賄うものであり、政務活動に要する経費である人件費として議員が雇用するすべての者に適用する考え方ではないから、本件マニュアルの考え方は誤りである。

稲村建男議員の人件費支出である「政務活動補助給与」、下沢佳充議員の人件費支出である「月分給与」及び川 裕一郎議員の人件費支出である「月分給与（内交通費4200円）」は、本件マニュアル記載の使途基準の考え方「月15万円以内」の最高額である月額15万円の支出であったと確認できるゆえに、当該各支出は本件条例規定の政務活動に要する経費の人件費支出ではないから、当該各支出は本件条例第2条第2項規定違反、本件条例第9条第4項規定違反及び本件条例第10条規定に違反する目的外支出の違法支出である。

(7) 本件マニュアル運用支出は 悪意の受益者の不当利得

広聴広報費支出である本件マニュアル運用支出をした4議員は、本件条例規定の政務活動に要する経費である広聴広報費支出を証する書面を議長提出しない。

打出喜代文議員が広聴広報費支出とした政務活動費充当額は、政務活動に要する経費の証拠文書を議長提出しないゆえに、本件条例規定違反の目的外支出の違法支出の本件マニュアル運用支出と確認できるから、同議員が令和6年度政務活動費収支報告書に記載した広聴広報費の金額313万1078円は悪意の受益者の不当利得の金額である。

横山隆也議員が広聴広報費支出としている政務活動費充当額は、政務活動に要する経費の証拠文書を議長提出しない本件マニュアル運用支出をしたと確認できるゆえに、本件条例第2条第2項規定違反、本件条例第9条第4項規定違反及び本件条例第10条規定違反の目的外支出の違法支出であるから、同議員が令和6年度政務活動費収支報告書に記載した広聴広報費の金額206万3565円は悪意の受益者の不当利得の金額である。

堂前利昭議員が広聴広報費支出としている政務活動費充当額は、政務活動に要する経費の証拠文書を議長提出していない本件マニュアル運用支出をしたと確認できるゆえに、本件条例第2条第2項規定違反、本件条例第9条第4項規定違反及び本件条例第10条規定違反の目的外支出の違法支出であるから、同議員が令和6年度政務活動費収支報告書に記載した広聴広報費の金額203万4415円は悪意の受益者の不当利得の金額である。

作野広昭議員が広聴広報費支出としている政務活動費充当額は、政務活動に要する経費の証拠文書を議長提出しない本件マニュアル運用支出をしたと確認できるゆえに、本件条例第2条第2項規定違反、本件条例第9条第4項規定違反及び本件条例第10条規定違反の目的外支出の違法支出であるから、同議員が令和6年度政務活動費収支報告書に記載した広聴広報費の金額200万6464円は悪意の受益者の不当利得の金額である。

稲村建男議員の人件費支出、下沢佳充議員の人件費支出、川 裕一郎議員の人件費支出は、毎月の支出で、

いずれも、12回の支出としている。

上記 3 名の議員の各人件費支出は、政務活動に要する経費である人件費支出の証拠文書を議長提出しない本件マニュアル運用支出であると確認できたゆえに、3 議員の人件費支出180万円はいずれも本件条例第 2 条第 2 項規定違反、本件条例第 9 条第 4 項規定違反及び本件条例第10条規定違反の目的外支出の違法支出である。

政務活動に要する経費の人件費支出の証拠文書を議長提出しない 3 議員は、本件条例及び本件マニュアルを熟知した議員の本件条例規定違反の目的外支出の違法支出であるゆえに、3 議員が令和 6 年度政務活動費収支報告書に記載している人件費の金額180万円は悪意の受益者の不当利得の金額である。

(8) 民法第704条規定の不当利得

本件各議員が本件条例規定違反の目的外支出の違法支出をしている原因は、平成24年法改正後も、石川県議会が本件条例第 2 条第 2 項規定の政務活動に要する経費ではない本件マニュアルが定める政務活動費使途基準表で同年法改正前の政務調査費使途基準の項目の内容の支出費目としているゆえに、本件各議員が本件条例規定違反の目的外支出の違法支出をした原因は本件マニュアルである。

平成24年法改正で政務活動費を充てることができる経費の範囲が必要的条例事項となったことを知っている議員集団の石川県議会が内規としている本件マニュアルの政務活動費使途基準表で定めている支出費目に政務活動費を充当した本件各議員は、本件条例及び本件マニュアルを熟知している者であるゆえに、本件マニュアルが定める支出費目は政務活動に要する経費の項目の内容規定経費ではないから、本件マニュアル支出費目に政務活動費を充当した本件各議員は民法第704条規定の悪意の受益者である。

本件各議員は、石川県に返還すべき各自の不当利得の金額に、令和 6 年度政務活動費収支報告書の提出期限である令和 7 年 4 月30日の翌日である同年 5 月 1 日より各自が返還した期日までの民法規定の年 3 パーセントの割合の遅延損害金を加えて石川県に返還することが必要である。

(9) 請求人は、本件各議員が令和 6 年度政務活動費を政務活動に要する経費ではない本件マニュアルで定めている支出費目を政務活動費の経費支出と偽る令和 6 年度政務活動費収支報告書によって同年度政務活動費を不当利得した本件各議員は民法第704条規定の悪意の受益者であるから、打出喜代文議員に対し313万1078円の金額、横山隆也議員に対し206万3565円の金額、堂前利昭議員に対し203万4415円の金額、作野広昭議員に対し200万6464円の金額、稲村建男議員に対し180万円の金額、下沢佳充議員に対し180万円の金額及び川 裕一郎議員に対し180万円の金額、並びに、当該各金額に対する民法所定の年 3 パーセントの遅延損害金を加えて支払うように請求することを、石川県知事に求める。

以上、地方自治法第242条第 1 項の規定により、事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

（添付書類）

事実証明書 1 から事実証明書11まで（なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。）

第 2 監査委員の除斥

本件請求は、石川県議会（以下「県議会」という。）の議員に交付された政務活動費に関するものであることから、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の 2 の規定により、本件監査から除斥した。

第 3 請求の受理

本件請求については、法第242条第 1 項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和 7 年 9 月25日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第 4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第 7 項の規定により、令和 7 年10月 8 日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠の提出はなく、改めて、請求の要旨について陳述した。

2 監査対象事項

本件請求の要旨を踏まえ、令和 6 年度に県議会の会派及び所属議員に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示している支出について監査対象とした。

3 監査対象部局

石川県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、令和 7 年10月23日に政務活動費制度の概要及び運用状

況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠法は地方自治法であり、同法第100条第14項及び第15項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」（第14項）、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（第15項）と規定されている。以前、この条項は、政務調査費制度のよりどころとなっていたが、平成24年9月の地方自治法改正により、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」へと充当可能範囲が拡大・明確化されたことや名称が「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、さらに、同法第100条第16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」という新たな条項が追加されている。

同法の改正に伴い、石川県でも同年12月、議員提案により石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第22号。以下「条例」という。）及び石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年議会規程第1号。以下「規程」という。）を改正した。また、政務活動費の使途の透明性の確保など、その適正な運用を期し、政務活動費を充てることができる経費の範囲を明らかにするため、具体的な費目や使途基準を定めた石川県政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「第4 監査の実施」において「本件マニュアル」という。）を策定した。平成25年度からは、これらを根拠条例等として、政務活動費制度の運用を行っている。

なお、本件マニュアルについては、令和6年9月20日金沢地裁の判決においても、「地方自治法が政務活動費の交付等について、普通地方公共団体の実情に合わせた条例によってその具体的な内容を規定するよう求めていることに鑑みて、条例所定経費を具体化し、その細目を定めることで、県における実情を踏まえつつ、政務活動費の使途の透明性を確保することを目的として定められたものと認められる。そうすると、本件マニュアルについて、その内容が地方自治法や本件条例の趣旨に合致しない不合理なものとは認められない限り、経費支出の対象となる行為と本件条例2条1項所定の政務活動との間の合理的関連性の有無の判断に当たって参酌されるものというべきである。そこで、本件マニュアルの内容についてさらに検討すると、本件マニュアルは、社会通念等に照らして、議員の調査研究その他の活動として誤解を受ける可能性があるもの（例えば、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費等）については政務活動費を充当するのに適しない例として挙げ、また透明性確保の観点から証拠書類の整理・保管や、領収書に記載すべき事項についても定めているほか、具体的な使途基準表の中でも、支出費目に対応して多くはその上限を実費とし、それ以外であっても充当の割合を定めるなどしているから、その内容が不合理であるということとはできず、地方自治法や本件条例の趣旨に合致しない不合理なものとは認められない」との判断がなされている。

(2) 請求人の主張に対する説明について

ア 政務活動費に要する経費であると分かる書面を提出すべきとの摘示について

請求人は、「石川県議会議員の政務活動費の経費は、本件条例第2条第2項別表の政務活動に要する経費の内容規定経費のことであるゆえに、本件条例第9条第1項及び同第4項で規定している議長に提出する書面は別表に定める政務活動に要する経費に限るとの本件条例第10条規定があるから、当該書面は政務活動費の経費の証拠文書のことである。平成24年法改正前の政務調査費の経費は、法規定において条例で定めなければならないとの規定がなかったゆえに、規則の「政務調査費使途基準」の項目の内容規定の例示経費を定めていたものの、政務調査費の経費か否かについては政務調査費条例の規定では分からないから、政務調査費の経費と政務活動費の経費は異なり、同一の経費ではない。本件条例規定の政務活動費の経費は、議長提出した支出を証する書面が本件条例規定の政務活動に要する経費の内容規定経費であるゆえに、議員が議長提出した支出を証する書面で政務活動費の経費であると分かる」と主張する。

しかしながら、請求人の主張は根拠が不明である。

議長へ提出する書面として条例第9条第4項に記載の「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、支出の事実を裏付ける書面の写しを求めているものであり、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものではない。

また、「政務調査費」が「政務活動費」に改正される以前から、その支出について条例、規程及び本件マニュアルに基づく提出書面にて確認、また、必要に応じて、議長が事務局職員に命じてその内容を調査してきた。

イ マニュアル運用した支出は違法支出であるとの摘示について

請求人は、本件マニュアルについて、「『議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部』である『政務活動費を充てることができる経費の範囲を』『定めなければならない』政務活動費交付『条例』ではない。本件マニュアル支出費目に政務活動費を充当する運用支出は、本件マニュアル 4 頁に、「雇用契約書」、「委託契約書・成果物」及び「その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など」を「会派及び議員が整理・保管する証拠書類」として議長提出書類としないと定めているゆえに、本件マニュアルの支出費目に政務活動費を充当した本件マニュアル運用支出した支出の議長提出書面で本件マニュアル運用支出は本件条例規定違反の目的外支出の違法支出であると分かる」、「平成24年法改正に基づく本件条例規定ではない本件マニュアル支出費目に政務活動費を充当する本件マニュアル運用支出の定めは、同年法改正前の政務調査費の経費を政務活動費の経費とするためのものであるゆえに、政務活動費の経費は政務調査費の経費と同一ではないから、本件マニュアル運用支出をした当該議員の当該政務活動費は不当利得政務活動費である」と主張する。

しかしながら、請求人の主張はいずれも根拠が不明である。

本件マニュアルは、条例に定める政務活動費の適正な運用を期するため、具体的な費目ごとに用途基準を明確にし、その用途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、本件マニュアルに記載する「支出費目」は、条例別表に定める経費ごとに具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の考え方を記載しているものである。

また、議長へ提出する書面として条例第 9 条第 4 項に記載の「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているものであり、本件マニュアルにおいて具体的な様式を定め、政務活動費の適正な運用を図っているものである。

ウ 政務活動費を不当利得している、人件費の内容規定は国会法（昭和22年法律第79号）第132条規定の『職務の遂行を補佐する秘書』と定めていないとの摘示について

請求人は、「本件条例第 2 条第 2 項別表の政務活動に要する経費の内容規定は下記のとおり政務活動費の経費は政務活動に要する経費の内容規定経費のことであるゆえに、本件マニュアル支出費目に政務活動費を充当した議員は、当該政務活動費を政務活動に要する経費に使っていないから、当該議員は当該政務活動費を不当利得したと分かる」、「本件条例の政務活動に要する経費の人件費の内容規定は、政務活動補助職員雇用経費と定めているゆえに、本件マニュアルの人件費の用途基準の考え方と同一ではないし、国会議員の秘書規定である『職務の遂行を補佐する秘書』（国会法第132条）とも定めていない」と主張する。

しかしながら、請求人の主張はいずれも根拠が不明である。

本件マニュアルは、条例に定める政務活動費の適正な運用を期するため、具体的な費目ごとに用途基準を明確にし、その用途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、本件マニュアルに記載する「支出費目」は、条例別表に定める経費ごとに具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の考え方を記載しているものである。

また、国会法第132条規定は、国費によって付される国会議員の秘書に関する規定である。政務活動費における人件費は、「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」であり、政務活動費の充当においては、その業務内容により、必要に応じて按分している。

エ 本件条例で規定している支出を証する書面の写しを議長提出していないとの摘示について

請求人は、「本件マニュアル 4 頁の「証拠書類」の定めは、「議長に提出する書類」の「写しの提出」書面と定めている「政務活動報告書（様式 1）、政務活動費集計表（様式 1（付表 1））及び政務活動費月計表（様式 1（付表 2））」は、当該議員自身が記載する書面であるゆえに、本件条例規定の支出を証する書面ではないから、上記 3 書面は本件条例第 9 条第 4 項規定の『支出を証する書面』ではない。加えて、本件マニュアルは、「雇用契約書」、「委託契約書・成果物」及び「その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など」を会派及び議員が整理・保管することとし、議長提出書類としないことを定めている。本件マニュアル 4 頁の定めは、本件条例の支出証拠文書規定と異なるゆえに、本件各議員は本件条例規定違

反の目的外支出の違法支出をしており、本件各議員が目的外支出の違法支出の不当利得をした原因は本件マニュアルの定めである」と主張する。

しかしながら、請求人の主張はいずれも根拠が不明である。

本件マニュアルは、条例に定める政務活動費の適正な運用を期するため、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を目的として策定されたものであり、本件マニュアルに記載する「支出費目」は、条例別表に定める経費ごとに具体的な費目を例示し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の考え方を記載しているものである。

また、議長へ提出する書面として条例第 9 条第 4 項に記載の「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているものであり、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものではない。

これらの議長に提出された書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

なお、支出の事実を裏付ける書面については、領収書その他の支出を証する書面の写しとしており、その他支出を証する書面とは、領収書を基本とするが、領収書を徴しがたい、例えば、路線バスの運賃などの場合、マニュアルの定めにより、議員自身が記載する支出証明書を使用することとしている。請求人が摘示している政務活動報告書以下の 3 書面については、支出の事実を裏付ける書面そのものでなく、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、日別、月別、経費別に政務活動費の状況をまとめることで、その内容を分かりやすくしたものである。

オ 議員 4 名の広聴広報費支出は、すべて違法支出であるとの摘示について

請求人は、打出喜代文議員、横山隆也議員、堂前利昭議員及び作野広昭議員が政務活動費として充当した広聴広報費について、「広聴広報費支出の各支出に係る領収書その他の支出を証する書面として議長提出した内容は、本件マニュアル運用支出であるゆえに、政務活動に要する経費の広聴広報費の内容規定経費支出ではないから、同議員の政務活動費収支報告書記載の広聴広報費の金額は本件条例規定違反の目的外支出の違法支出の金額である」、「広聴広報費支出した上記 4 議員の支出は、本件マニュアル運用支出をしたものであり、本件条例第 2 条第 2 項規定違反及び本件条例第 9 条第 4 項規定違反の支出である」と主張する。

しかしながら、請求人の主張はいずれも根拠が不明である。

これら各議員から、議長に提出された各提出書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

また、議長に提出された書類の他、必要に応じて、議長が事務局職員に命じて、議員が保管している書類を提示してもらい、その内容を確認している。

カ 議員 3 名の人件費支出は、すべて違法支出であるとの摘示について

請求人は、「稲村建男、下沢佳充及び川 裕一郎の 3 名の議員の人件費支出は、本件マニュアルの政務活動費使途基準表の項目の人件費の「内容」の「使途基準の考え方」欄の定めは平成 24 年法改正前の政務調査費使途基準表の「・按分の場合 / 議員が雇用する場合は 1 / 2 以内かつ月 15 万円以内」をそのまま本件マニュアル人件費の使途基準の考え方と改訂したものであるゆえに、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の人件費の内容規定経費の考え方として認め難いから、上記 3 議員の人件費支出は本件マニュアル運用支出の証拠である」、「本件条例規定の政務活動に要する経費の人件費の内容規定の『雇用に要する経費』規定の考え方としては、国会法で定める国会議員秘書とは異なり地方自治法では地方議員秘書を認めていないゆえに、地方議員が雇用する者の給与は議員報酬で賄うものであり、政務活動に要する経費である人件費として議員が雇用するすべての者に適用する考え方ではないから、本件マニュアルの考え方は誤りである。稲村建男議員の人件費支出である「政務活動補助給与」、下沢佳充議員の人件費支出である「 月分給与」及び川 裕一郎議員の人件費支出である「 月分給与（内交通費 4200 円）」は、本件マニュアル記載の使途基準の考え方「月 15 万円以内」の最高額である月額 15 万円の支出であったと確認できるゆえに、当該各支出は本件条例規定の政務活動に要する経費の人件費支出ではないから、当該各支出は本件条例第 2 条第 2 項規定違反、本件条例第 9 条第 4 項規定違反及び本件条例第 10 条規定に違反する目的外支出の違法支出である」と主張する。

しかしながら、請求人の主張はいずれも根拠が不明である。

これら各議員から、議長に提出された各提出書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

また、議長に提出された書類の他、必要に応じて、議長が事務局職員に命じて、議員が保管している書類を提示してもらい、その内容を確認している。

さらに、政務活動における人件費は「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」であり、これら人件費の支出は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

(3) 政務活動費制度の議員への周知について

県議会では、平成25年や平成29年の本件マニュアル改訂に際し、本件マニュアルを公表するとともに、議会事務局による説明会を開催し、議員をはじめ会派及び議員関係者に本件マニュアルを配付している。また、新人議員に対しても当選後直ちに説明会を開催し、個別の相談を受け、周知している。

なお、本件マニュアルの運用については、適宜、各議員に対し個別説明や質疑応答等を繰り返し、更なる周知徹底を図っている。

(4) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第12条に基づく「議長の調査」権により、条例第9条に基づいて、各会派及び議員から毎年4月30日までに議長に提出される収支報告書や本件マニュアルに基づき提出される政務活動報告書の内容・目的欄のほか、当該収支報告書等に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面に記載された内容により、客観的に政務活動に適さないものかどうかを確認している。また、提出書類となっていない雇用契約書、出勤簿等についても、提示を求め、必要に応じ、議員本人に聞き取りを行い、確認している。

5 関係人に対する調査の実施について

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員に対し、文書による調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

令和6年度に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係議員の支出は、違法又は不当な支出には当たらず、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しない。

したがって、本件請求については、理由がないものと判断し、棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び関係人に対する調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務活動費制度について

ア 根拠法

政務活動費制度については、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」、同条第16項において、「議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする」と規定している。

イ 根拠条例等

上記アの規定を受け、石川県では、条例及び規程を制定し、これを根拠条例等としている。

その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第2条）

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費	内 容
調 査 研 究 費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(イ) 政務活動費の交付対象（条例第 3 条）

政務活動費は、県議会における会派及びその所属議員に対し交付する。

(ウ) 政務活動費の額等（条例第 4 条）

政務活動費の額は、議員 1 人当たり月額 30 万円とする。

(エ) 会派の届出（条例第 5 条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。

(オ) 会派の通知（条例第 6 条）

議長は、毎年、4 月 1 日において届け出られている会派について、同月 5 日までに、知事に通知しなければならない。

(カ) 政務活動費の交付の決定等（条例第 7 条）

知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

(キ) 政務活動費の請求、交付等（条例第 8 条）

会派の代表者及びその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(ク) 収支報告書（条例第 9 条）

会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し（(コ)において「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。

(ケ) 政務活動費の返還（条例第 10 条）

会派の代表者又はその所属議員は、政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(コ) 収支報告書等の保存及び閲覧（条例第 11 条）

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を毎年 4 月 30 日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(サ) 議長の調査及び透明性の確保（条例第 12 条）

議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、

使途の透明性の確保に努めるものとする。

(シ) 収支報告書の写しの送付（規程第 5 条）

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ス) 証拠書類の整理等（規程第 7 条）

会派の政務活動費経理責任者及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を毎年 4 月 30 日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 条例等の改正と石川県政務活動費運用基準の策定に係る経緯等

ア 政務活動費制度の改正に係る経緯等について

政務活動費制度は、平成 12 年の法の一部改正により、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の審議能力を強化し、議員の調査研究等活動の基盤の充実を図るため、政務調査費制度として法制化された。その後、平成 24 年 9 月に名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改める法の一部改正がなされ、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、その使途も「その他の活動」に拡大され、新たに政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、加えて議長は、政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとされた。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成 24 年 12 月に条例及び規程が改正され、平成 25 年 3 月 1 日から施行された。

これに併せて、県議会では、石川県政務調査費運用基準を改訂し、石川県政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「マニュアル」という。）として、平成 25 年 4 月 1 日から運用が開始された。

県議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及び新たなマニュアルを遵守するため、全議員を対象に説明会を開催するなど周知を図った。

また、政務活動費の使途の透明性を確保するため、議員提案により、平成 29 年 3 月に条例及び規程が改正され、同年 4 月 1 日から施行されたところであり、これに併せて、県議会では、マニュアルの見直しが行われ、平成 29 年度交付分から適用することとされた。

この条例改正により、これまでの「政務活動費収支報告書」に加え、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」が閲覧の対象とされ、併せて、県民等に限定されていた収支報告書等の閲覧請求者の制限を撤廃した。また、収支報告書はホームページで公開することとし、平成 28 年度以後に交付される政務活動費について適用されることとなった。

イ マニュアルについて

マニュアルは、条例及び規程の趣旨を踏まえ、県議会において策定されたものであり、これらの根拠条例等の下で、政務活動費に充てることができる「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の具体的な費目ごとに使途基準を明確にしたものである。

また、マニュアルには「政務活動報告書」及び「政務活動費支出証明書」等の記載すべき書類の具体的な様式が定められている。

これらの書類は、支出内容の透明性を確保する観点から、条例第 9 条第 4 項による「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として議長に提出され、議長が保管し、閲覧に供している。

(3) 措置請求書中の交付された政務活動費を超える支出総額があったと収支報告書に記載している議員数の正誤について

本件監査に関して、請求人が主張する本件措置請求書中の議員の収支報告書の記載に関する記載に一部誤りが確認された。正しくは以下のとおりである。

「第 1 住民監査請求の内容」3(3)中、交付された政務活動費を超える支出総額があったと収支報告書に記載している議員について、「11 議員」は「16 議員」である。

(4) 議員 7 名の政務活動費の収入及び支出について

令和 6 年度に交付された政務活動費のうち、政務活動費収支報告書に記載されている収入額や支出額及び支出額のうち請求人が摘示する経費の支出額は、次のとおりである。なお、いずれの額も、措置請求書提出時の額である。

ア 打出喜代文議員

令和 7 年 4 月 24 日付け令和 6 年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 352万8000円、支出額 404万9474円であり、支出額のうち広聴広報費 313万1078円である。

イ 横山隆也議員

令和 7 年 4 月 14 日付け令和 6 年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 377万2405円であり、支出額のうち広聴広報費 206万3565円である。

ウ 堂前利昭議員

令和 7 年 4 月 17 日付け令和 6 年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 371万9091円であり、支出額のうち広聴広報費 203万4415円である。

エ 作野広昭議員

令和 7 年 4 月 24 日付け令和 6 年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 370万4683円であり、支出額のうち広聴広報費 200万6464円である。

オ 稲村建男議員

令和 7 年 4 月 25 日付け令和 6 年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 342万578円であり、支出額のうち人件費 180万円である。

カ 下沢佳充議員

令和 7 年 4 月 23 日付け令和 6 年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 366万1404円であり、支出額のうち人件費 180万円である。

キ 川 裕一郎議員

令和 7 年 4 月 30 日付け令和 6 年度政務活動費収支報告書等では、
収入額 360万円、支出額 362万2312円であり、支出額のうち人件費 180万円である。

2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明及び関係人に対する調査等に基づき、次のとおり判断する。

(1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定している。

この規定を受けて、石川県の政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることができる経費の範囲などについて条例が制定され、条例第 2 条において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する」と、政務活動費を充てることができる経費の範囲について規定するほか、条例第13条の「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める」との規定に基づき規程が定められている。また、県議会は、条例第 2 条別表に定める政務活動に要する経費の使途基準をより一層具体化した基準としてマニュアルを定めている。

このように、条例、規程及びマニュアルは、それぞれ県議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めること及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務活動費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、法や地方財政法（昭和23年法律第109号）に基づいて知事が一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決では、政務調査費制度の本旨について、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」と示されている。

加えて、同判決において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解され

る」としている。

このように、県議会における会派や議員の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勧案すれば、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。

なお、政務調査費と政務活動費における判断枠組みに関し、「政務調査費は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されていたところ、同改正により、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されることとなり、使途が拡大され、交付の対象及び額のみならず、経費の範囲も条例で定めるなどの改正がされたことに伴い、名称が変更されたものである。このような経緯を踏まえると、議員の政務活動に関し公費から交付された金銭を支出することが適法であるか否かという論点の判断枠組みは、その名目が政務調査費であるか政務活動費であるかによって異なると解すべき理由はないというべきである」との判断（令和 7 年 3 月 12 日名古屋高裁判決）が示されている。

(2) 政務活動について

そもそも政務活動は、多様な内容を有するものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、政務調査費で示された「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである」との判決（平成 22 年 3 月 23 日最高裁判決）、また、政務活動費についても「議員の政務活動費の支出対象となりうる活動の範囲は広範囲に及びうるものであり、議会自身の自律的判断を尊重すべきものである」との判決（令和 2 年 9 月 30 日名古屋高裁判決）にもあるように、多岐にわたる調査研究その他の活動を政務活動として認めるかどうかについては、議会自身の自律的判断を尊重し、個々の経費の支出は、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

(3) 政務活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

政務活動費制度については、県議会における会派及び議員の活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件請求において、当該支出が政務活動費を充てることができる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的事実から判断することとし、収支報告書等の記載から明らかに条例に違反したもの以外は適法と認め、支出した経費に係る政務活動の具体的内容等の適合性まで審査しないこととした。

ただ、本件請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、経費の具体的な使途等を確認するべく、あらかじめ、関係議員に対し、関係人として調査への任意の協力を求め、提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

(4) 政務活動費の支出に係る基準について

政務活動費の支出については、「議員の調査研究その他の活動」という法の趣旨に基づき定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

ただし、条例の定める政務活動費を充てることができる経費の範囲については、その内容が概括的であることなどを踏まえ、政務活動費の使途の透明性をより一層確保することなどを目的に、県議会では、各経費ごとに、その具体的な費目の例示や当該費目ごとに充当の考え方等を示して使途基準を明確にしたマニュアルを策定し、法や条例等とともに、平成 25 年 4 月 1 日から、政務活動費の支出に係る基準として運用を行っている。

マニュアルについては、法規範性を有するものではないが、政務活動費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設された趣旨等も考慮すると、県議会が自らの意思で、政務活動費制度に係る自律的な基準を文書化したものと受け止められ、法や条例、規程等を踏まえ、使途基準を一層具体的に細目化したものと考えられ、条例の趣旨に沿わないとみるべき事情もない。

なお、令和 6 年 9 月 20 日の金沢地裁判決においても、本県のマニュアルについて、「その内容が地方自治法や本件条例の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、経費支出の対象となる行為と本件条例 2 条 1 項所定の政務活動との間の合理的関連性の有無の判断に当たって参酌される」とした上で、「地方自治法や本件条例の趣旨に合致しない不合理なものとは認められない」としている。

こうしたことから、条例、規程及びマニュアルに沿って政務活動費に充てることのできる経費の適否を判断することが相当である。

(5) 政務活動費の支出であることを証する書面について

請求人は、「本件条例第 9 条第 1 項及び同第 4 項で規定している議長に提出する書面は別表に定める政務活

動に要する経費に限るとの本件条例第10条規定があるから、当該書面は政務活動費の経費の証拠文書のことである。平成24年法改正前の政務調査費の経費は、法規定において条例で定めなければならないとの規定がなかったゆえに、規則の「政務調査費使途基準」の項目の内容規定の例示経費を定めていたものの、政務調査費の経費か否かについては政務調査費条例の規定では分からないから、政務調査費の経費と政務活動費の経費は異なり、同一の経費ではない。本件条例規定の政務活動費の経費は、議長提出した支出を証する書面が本件条例規定の政務活動に要する経費の内容規定経費であるゆえに、議員が議長提出した支出を証する書面で政務活動費の経費であると分かる」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「議長へ提出する書面として条例第9条第4項に記載の「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」については、支出の事実を裏付ける書面の写しを求めているものであり、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものではない。また、「政務調査費」が「政務活動費」に改正される以前から、その支出について条例、規程及び本件マニュアルに基づく提出書面にて確認、また、必要に応じて、議長が事務局職員に命じてその内容を調査してきた」旨の説明があった。

マニュアルについては、上記(4)に記載のとおりであり、令和6年9月20日の金沢地裁判決において、「同条例第9条4項が用いる「領収書その他の政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面」とは、その文言からして、領収書を始めた支出を証明する書面であると解される。本件条例は、これらの写しの提出を義務付けることによって、政務活動費の使途の透明性を確保しようとしたものと解され、このことは、本件マニュアルにおいても、賃貸借契約書、雇用契約書等の支出の根拠となる文書や活動の実態が分かる文書については、会派及び議員が整理・保管し、支出を証すべき書面の写しを議長に提出するのに併せて提示することが求められていることにとどまり、当該支出が条例所定経費に当たることを証する書面の提出が必要であることを窺わせる記載は存しないことにも表れている」との判断が示されている。

以上のことから、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(6) 議員自身が記載した政務活動報告書等について

請求人は、本件マニュアルが定めている政務活動報告書、政務活動費集計表、政務活動費月計表について、「議員自身が記載する書面であるゆえに、本件条例規定の支出を証する書面ではないから、上記3書面は本件条例第9条第4項規定の『支出を証する書面』ではない」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「政務活動報告書以下の3書面については、支出の事実を裏付ける書面そのものでなく、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、日別、月別、経費別に政務活動費の状況をまとめることで、その内容を分かりやすくしたものである」旨の説明があった。

令和6年9月20日の金沢地裁判決においても、本県のマニュアルについて「県における実情を踏まえつつ、政務活動費の使途の透明性を確保することを目的として定められたものと認められる」とした上で、「その内容が不合理であるということはできず、地方自治法や本件条例の趣旨に合致しない不合理なものとは認められない」としている。

以上のことから、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(7) 議員4名の広聴広報費の支出は、すべて違法支出であるとの摘示について

請求人は、打出喜代文議員、横山隆也議員、堂前利昭議員及び作野広昭議員が政務活動費として充当した広聴広報費について、「広聴広報費支出した上記4議員の支出は、本件マニュアル運用支出をしたものであり、本件条例第2条第2項規定違反及び本件条例第9条第4項規定違反の支出である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これら各議員から、議長に提出された各提出書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。また、議長に提出された書類の他、必要に応じて、議長が事務局職員に命じて、議員が保管している書類を提示してもらい、その内容を確認している」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、各議員から、「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動として、県政報告広報紙の印刷費、デザイン制作費、郵便料金など、政務活動費としてマニュアルに基づき適正に支出したものである」、「県政に関する政策等の広聴広報活動に要した費用であり、政務活動費運用基準に基づき適正に充当している」旨の説明があった。

請求人は、広聴広報費の支出において、広聴広報費支出した4議員の支出は、マニュアル運用支出をしたものであり、条例第2条第2項規定違反及び条例第9条第4項規定違反の支出である旨主張しているが、令和6

年 9 月 20 日の金沢地裁判決にも示されているように、条例第 9 条第 4 項は、支出の事実を裏付ける書面の提出を求めているものであり、条例所定経費に該当しない費用の支出と認めることはできず、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められることから、請求人の主張は認められない。

個々の使途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、一般的、外形的事実から明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(8) 議員 3 名の人件費の支出は、すべて違法支出であるとの摘示について

請求人は、稲村建男議員、下沢佳充議員及び川 裕一郎議員が政務活動費として充当した人件費について、「本件マニュアルの政務活動費使途基準表の項目の人件費の「内容」の「使途基準の考え方」欄の定めは平成 24 年法改正前の政務調査費使途基準表の「・按分の場合 / 議員が雇用する場合は 1 / 2 以内かつ月 15 万円以内」をそのまま本件マニュアル人件費の使途基準の考え方と改訂したものであるゆえに、本件条例別表規定の政務活動に要する経費の人件費の内容規定経費の考え方として認め難いから、上記 3 議員の人件費支出は本件マニュアル運用支出の証拠である」、「稲村建男議員の人件費支出である「政務活動補助給与」、下沢佳充議員の人件費支出である「月分給与」及び川 裕一郎議員の人件費支出である「月分給与（内交通費 4200 円）」は、本件マニュアル記載の使途基準の考え方「月 15 万円以内」の最高額である月額 15 万円の支出であったと確認できるゆえに、当該各支出は本件条例規定の政務活動に要する経費の人件費支出ではないから、当該各支出は本件条例第 2 条第 2 項規定違反、本件条例第 9 条第 4 項規定違反及び本件条例第 10 条規定に違反する目的外支出の違法支出である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「これら各議員から、議長に提出された各提出書面は、条例、規程及び本件マニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。また、議長に提出された書類の他、必要に応じて、議長が事務局職員に命じて、議員が保管している書類を提示してもらい、その内容を確認している」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、各議員から、主な業務として「政務活動の補助、送迎自動車の運転、各種陳情の受付、県政課題の調査など」に従事させている旨の回答があった。

請求人は、マニュアルの政務活動費使途基準表の項目の人件費の内容の使途基準の考え方欄の定めは平成 24 年法改正前の政務調査費使途基準表をそのままマニュアル人件費の使途基準の考え方と改訂したものであるゆえに、条例別表規定の政務活動に要する経費の人件費の内容規定経費の考え方として認め難いから、3 議員の人件費は、マニュアル運用支出の証拠である、マニュアル記載の使途基準の考え方「月 15 万円以内」の最高額である月額 15 万円の支出であったと確認できるゆえに、条例規定の政務活動に要する経費の人件費支出ではないから、当該各支出は条例第 2 条第 2 項規定違反、条例第 9 条第 4 項規定違反及び条例第 10 条規定に違反する目的外支出の違法支出である旨主張しているが、条例第 9 条第 4 項は、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めているものであり、条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められることから、請求人の主張は認められない。

個々の使途についても、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書などの議長に提出された書面や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に調査し、確認した結果、一般的、外形的事実から明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも条例、規程及びマニュアルに基づくものと認められる。

以上のことから、請求人の主張には、理由がないものと判断する。

(9) なお、上記(5)から(8)までにおいて論じた事項以外にも、請求人は、種々主張しているが、監査請求の対象となる財務会計上の行為又は公金の賦課、徴収若しくは財産の管理を怠る事実該当しない主張である。

(10) 結び

上記(1)から(9)までの論述でも明らかなように、請求人が主張する(7)議員 4 名の広聴広報費の支出及び(8)議員 3 名の人件費の支出は、すべて違法支出であることについては、理由がなく、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。

第 6 監査委員意見

今回の住民監査請求については、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに反する違法又は不当な支出は認められず、また、政務活動費制度の運用等においても直ちに違法と思料されるものはなかった。

しかしながら、政務活動費は公金から支出されていることから、その使途に厳格な精査・確認が求められると

ともに、使途の透明性をより一層確保することが求められている。

県議会においては、政務活動費の使途の透明性の確保を求める条例第12条の趣旨に鑑み、これまでの経過や他の都道府県議会の状況等も踏まえ、使途基準等の明確化や透明性の向上に向けた取組を不断に進めるよう期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、より重点的な対応がなされるよう求めるものである。

- 1 政務活動費制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方、公金で賄われていることを踏まえ、その使途には常に厳格な管理と県民への高い説明責任が求められるものである。
今後とも、透明性の確保に十分配慮し、県民に対する説明責任をしっかりと果たしていただきたい。
- 2 条例で定める政務活動に要する経費について、具体的な費目ごとに使途基準を明確にし、その使途の透明性の確保を図るマニュアルについては、議員等が適正に運用することができるよう、日頃からその内容について十分に周知を図るとともに、必要に応じ所要の見直しを行うなど、政務活動費の使途の透明性の確保に努められたい。
- 3 政務活動費に係る収支報告書については、これまでに内容の精査・確認の不備等により提出後に修正する事案が一部において見受けられることから、提出前に、より一層の精査・確認に努められたい。
- 4 議会事務局においては、議長の調査権に係る事務と知事の補助執行機関としての事務を執行するところ、事務処理体制の拡充強化を進めてきたが、引き続き関係書類の確認、審査及び結果の記録に万全を期し、審査精度の更なる向上に取り組まれたい。